

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月5日
【四半期会計期間】	第117期第3四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
【会社名】	日本農薬株式会社
【英訳名】	NIHON NOHYAKU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 友 井 洋 介
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目19番8号
【電話番号】	東京6361局1406(直通)
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理・システム部長 永 井 弘 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目19番8号
【電話番号】	東京6361局1406(直通)
【事務連絡者氏名】	管理本部 経理・システム部長 永 井 弘 勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第116期 第 3 四半期 連結累計期間	第117期 第 3 四半期 連結累計期間	第116期
会計期間	自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 6 月30日	自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 6 月30日	自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 9 月30日
売上高 (百万円)	46,028	39,217	56,930
経常利益 (百万円)	9,662	4,681	9,375
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	6,421	2,727	5,625
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	7,002	1,591	5,428
純資産額 (百万円)	52,616	48,420	51,034
総資産額 (百万円)	88,893	86,600	81,237
1 株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	96.08	40.81	84.16
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	58.04	54.97	61.62

回次	第116期 第 3 四半期 連結会計期間	第117期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日
1 株当たり四半期純利益金額又 は四半期純損失金額() (円)	0.28	3.11

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年 9 月13日)等を適用し、第 1 四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、為替の急速な円高の進行の企業収益への影響がみられるものの、設備投資の持ち直しや雇用情勢の改善など緩やかな回復基調で推移しました。

しかしながら、景気の先行きは中国を始めとするアジア新興国や資源国経済の下振れ懸念に加え、英国の欧州連合（EU）離脱に端を発した金融資本市場の変動の影響など依然不透明な状況にあります。

このような状況下、当社グループは自社開発品目の普及拡大と海外事業の拡大を目指しました。当第3四半期連結累計期間の売上高は、海外農薬販売において園芸用殺虫剤「フェニックス」の技術導出先への原体販売が前期で終了したことや、ノウハウ技術料収入の大幅な減少などから392億17百万円、前年同四半期に比べ68億10百万円（14.8%）の減収となりました。利益面においてもノウハウ技術料収入の減少や為替の円高への進行などから営業利益は50億30百万円、前年同四半期に比べ51億80百万円（50.7%）の減益、経常利益は46億81百万円、前年同四半期に比べ49億80百万円（51.5%）の減益となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は特別損失として「製品回収関連費用」を計上したこともあり、27億27百万円、前年同四半期に比べ36億94百万円（57.5%）の減益となりました。

当第3四半期連結累計期間における報告セグメントの概況は以下のとおりです。

[農薬事業]

国内農薬販売では、新製品5剤の販売を開始し品目ポートフォリオの拡充を図るとともに、「フェニックス」を始めとする自社開発品目の普及拡大に努めました。また、農薬原体販売では園芸用殺虫剤「ハチハチ」の当用期に向けた販社への販売が好調に推移しました。しかしながら、農薬需要の縮減傾向に加え、販売競争の激化や水稲用除草剤の伸び悩みなどから国内販売全体の売上高は前年同期を下回りました。

海外農薬販売では、病害虫の小発生や天候不順による過年度の在庫調整などからアジアならびに米州における販売が低調に推移しました。さらに、「フェニックス」原体の技術導出先への販売が前期で終了したことや為替の急激な円高への進行などから海外販売全体の売上高は前年同期を下回りました。

なお、ノウハウ技術料収入は技術導出先の主要販売地域での流通在庫の影響などから同導出先の販売が低迷し、前年同期を大幅に下回りました。

以上の結果、農薬事業の売上高は346億33百万円、前年同四半期に比べ71億60百万円（17.1%）の減収となり、営業利益は40億22百万円、前年同四半期に比べ54億75百万円（57.6%）の減益となりました。

[農薬以外の化学品事業]

化学品事業では、シロアリ薬剤の販売が伸び悩みました。一方、医薬品事業では、本年4月より佐藤製薬株式会社ならびに株式会社ポーラファルマが販売を開始した外用爪白癬治療薬「ルコナック」の原薬として外用抗真菌剤「ルリコナゾール」の供給を開始したことなどから売上高が伸長しました。

以上の結果、農薬以外の化学品事業の売上高は32億29百万円、前年同四半期に比べ3億51百万円（12.2%）の増収となり、営業利益は12億90百万円、前年同四半期に比べ3億66百万円（39.7%）の増益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ53億63百万円増加し、866億円となりました。これは、投資有価証券の減少を上回る現金及び預金並びに受取手形及び売掛金の増加が主な要因です。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ79億77百万円増加し、381億80百万円となりました。これは、短期借入金及び長期借入金の増加が主な要因です。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ26億14百万円減少し、484億20百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益による利益剰余金の増加があったものの、為替換算調整勘定等のその他の包括利益累計額が悪化したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その概要等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、平成25年11月13日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本対応策」といいます。)の更新を決議し、平成25年12月20日開催の第114回定時株主総会においてご承認いただいております。

本対応策は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社株主共同利益等」といいます。))が毀損されることを防止することを目的としており、その内容の概要は以下のとおりであります。

本対応策の詳細については、当社ウェブサイト(<http://www.nichino.co.jp/pdfs/20131113.pdf>)をご覧ください。

基本方針の内容の概要

当社は、「安全で安定的な食の確保と、豊かな生活を守ることを使命として、社会に貢献する」、「技術革新による新たな価値の創造にチャレンジし、市場のニーズに応える」、「公正で活力ある事業活動により全てのステークホルダーの信頼に応える」という経営基本理念を掲げ、当社株主共同利益等の向上に努めております。

当社は、上記の経営基本理念のもと、将来ビジョンに則り、継続的に中期経営計画を策定し、企業価値の継続的な向上に取組み、株主の皆様をはじめ、顧客、お取引先、従業員等全てのステークホルダーの利益を重視しその信頼に応えられる企業を目指しております。

以上のようなステークホルダーの利益を重視した健全かつ持続的な成長・発展が、当社の経営にとって最も大切であること(以下、「当社の経営方針」といいます。))を株主の皆様にご理解いただくことが重要だと考えております。

上場企業である当社株券等は、自由な譲渡が認められており、当社の株主は、市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。したがって、当社は、当社の会社経営の支配権の異動を伴うような大規模買付行為に関する提案等に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様のご自由な意思に基づいて行なわれるべきものと考えております。

しかし、当社は、上記の当社の経営方針に鑑み、短期的な利益を追求する特定少数の株主が、当社経営陣の賛同を得ることなく濫用的に当社株券等の多数を保有すること等により、当社の経営方針の決定や株価に影響が生じ、当社の顧客や、多数の一般株主の利益が害され、当社株主共同利益等が毀損される可能性がある場合には、そのような事態の発生を阻止するための相当な措置をとることを可能とする制度を整備し、一定の手續に従い、適切な対応策を講じることが必要であると考えます。

基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(a) 当社の将来ビジョン

当社は、前述のとおり平成25年度から、当社グループとして将来のありたい姿を確認し、「Nichino Group-Growing Global 世界で戦える優良企業へ」という将来ビジョンを掲げました。

(b) 当社の中長期的な経営戦略

当社は、上記の将来ビジョンに則り、平成28年度を初年度とする3カ年の新中期経営計画「Advance to Growing Global 2018 (AGG2018) グローバル企業への前進」を策定し、成長戦略の推進と高収益体質の追求に取り組んでおります。これらの活動を通してグループ事業の拡大を図り、世界で戦える優良化学企業への展開を目指しております。

(c)企業価値の源泉、向上

当社の事業は、農薬の研究・開発・製造・販売、及び医薬、動物薬等の農薬の周辺事業から構成されており、当社の経営には、昭和3年（1928年）会社創立以来蓄積された専門的知識・経験・ノウハウ、及び国内外の顧客等のステークホルダーとの間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠であります。

また、基幹事業たる農薬の研究・開発には多大な時間と費用を要します。一般に化合物が製品化される確率は、十数万分の1、新農薬の誕生までには10年、100億円以上の投資が必要であるといわれています。その理由として、多数の組み合わせの中から、最適なものを選抜する優れた最先端の合成技術が必要であること、また、新規農薬化合物の実用化にあたって、国が定めた厳しい安全基準をクリアするため、複数年に亘る多種多様な安全性試験が必要となること等が挙げられます。更には、新農薬の価値を最大化するために、実際の植物を利用した生物試験や、最小限の薬量で最大の効果を発揮するための優れた製剤技術等が必要です。このような状況下、当社は毎年売上高の約10%を目安に、研究開発投資を行ない、高い創薬確率の達成、維持、向上を目指しております。かかる高い創薬確率の達成、維持、向上を目指す中長期的な観点からの安定的な経営は、当社株主共同利益等の向上に繋がるものと考えています。

これら当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上させていくことは困難であり、また、かかる事業特性の理解に基づく中長期的な観点からの安定的な経営を行なうことは、当社の経営基本理念及び当社の経営方針に合致し、当社株主共同利益等の向上に必須であると考えています。

(d)コーポレート・ガバナンスについて

コーポレート・ガバナンスに関する取組みにつきましては、第116期有価証券報告書「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

当社取締役会は、上記の取組みは、上記（c）記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社株主共同利益等を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであることから、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主共同利益等を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され、当社株主共同利益等が毀損されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社株主共同利益等を維持・向上させるためには、当社株券等に対して大規模買付行為が開始された場合に、当該大規模買付行為について株主の皆様が大規模買付行為に応じるべきか否かにつき適切な判断が行なえるよう、大規模買付者（大規模買付行為を行なおうとし、又は行なっている者をいい、以下、「大規模買付者」といいます。）から必要かつ十分な情報が提供されること、また、検討のために必要かつ十分な時間が確保されること等が必須であると考えます。

当社は、そうした目的を達成するために本対応策を定めています。本対応策の概要は以下のとおりです。

- ・当社株主共同利益等のため、大規模買付行為は、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、かつ、原則として、本対抗措置（会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てその他法令及び定款により当社取締役会の権限として認められる措置をいいます。）の発動の是非を判断する株主総会が終結した後に限り開始することができるものとする。
- ・大規模買付者が大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報を提供した場合、本対抗措置の発動の是非を判断する株主総会の前に、当社取締役会による当該大規模買付行為についての評価、検討、交渉、賛否の意見の形成及び代替案立案のための一定の評価期間を経ること。
- ・大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社株主共同利益等を毀損する可能性のある場合は、当社取締役会が予め定める手続に従って、原則として株主総会における普通決議を経て、大規模買付者に対する本対抗措置を発動することがあること。
- ・本対抗措置の発動又は不発動等に関する当社取締役会の判断及び決定の合理性及び公正性を担保するために、経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から3名以上で構成される独立委員会を設置し勧告を得ること。当社取締役会は、本対抗措置の発動又は不発動等の判断及び決定にあたり独立委員会の勧告を最大限尊重すること。

- ・大規模買付者による大規模買付ルールへの遵守又は不遵守の事実、独立委員会の勧告の内容、当社取締役会の判断及び決定の内容及び理由、株主総会の開催の有無並びに開催日時及び場所等を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示すること。

なお、ここで「大規模買付行為」とは、概ね以下の行為をいいます。

- ・当社株券等についてその所有者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他有償の譲受け又はこれに類する行為
- ・当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行なう、当該他の株主が当該特定の株主の共同所有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、若しくはそれらの者が共同若しくは協調して行動する関係を樹立する行為

本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、平成28年12月開催予定の定時株主総会終結の時までとなっており、有効期間の満了後の対応策については当該株主総会において株主の意思を確認することとされています。

本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により、本対応策が基本方針に沿い当社株主共同利益等に合致するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

(a)当社株主共同利益等の確保及び向上

本対応策は、当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる際、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、株主の皆様が必要かつ適切な情報の提供を受けた上でその自由な意思に基づいて判断すること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて大規模買付行為に対する賛否を決定し、あるいは代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行なうこと等を可能とすることを目的とするものであること。

(b)株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項）

本対応策は、当社の第114回定時株主総会におけるご承認を得て発効したものではありませんものの、その有効期間は、平成28年12月開催予定の定時株主総会の終結の時までとされていること。

また、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されること。

(c)事前の開示

当社は、本対応策につき、株主、投資家及び大規模買付者に対し、その予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するため、本対応策を事前に開示しており、今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い必要な事項について適時適切に開示すること。

(d)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、本対抗措置の発動及び中止等の運用に関する勧告を客観的に行なう機関として独立委員会を設置していること。

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社取締役会は独立委員会の勧告を検討の上、当該勧告を最大限尊重して、本対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の取締役会決議等を行なうこと。

(e)合理的な客観的要件の設定

本対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないようにその手続が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること。

(f)社外の独立した専門家の意見の取得

当社取締役会及び独立委員会は、独立した第三者的立場の専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとし、当社取締役会及び独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしていること。

(g)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、株主総会で選任された取締役を構成員とする当社取締役会決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではないこと。また、当社は取締役の任期につき期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、対抗措置発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもないこと。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、32億80百万円であり、主に農薬事業です。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	199,529,000
計	199,529,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年8月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	70,026,782	70,026,782	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株です
計	70,026,782	70,026,782	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年6月30日	—	70,026,782	—	10,939	—	8,235

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,188,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,713,300	667,133	—
単元未満株式	普通株式 124,982	—	—
発行済株式総数	70,026,782	—	—
総株主の議決権	—	667,133	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式3,000株(議決権30個)が含まれています。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式96株が含まれています。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本農薬株式会社	東京都中央区京橋 1 - 19 - 8	3,188,500	—	3,188,500	4.55
計	—	3,188,500	—	3,188,500	4.55

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年10月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、協和監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年 9 月30日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成28年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,382	10,492
受取手形及び売掛金	14,181	22,106
電子記録債権	585	1,631
商品及び製品	9,485	9,965
仕掛品	436	517
原材料及び貯蔵品	4,239	3,456
その他	3,166	3,407
貸倒引当金	19	23
流動資産合計	41,455	51,554
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,191	5,125
機械装置及び運搬具（純額）	3,172	3,214
土地	6,382	6,240
その他（純額）	1,073	865
有形固定資産合計	15,820	15,446
無形固定資産		
のれん	5,836	4,768
その他	1,009	962
無形固定資産合計	6,845	5,730
投資その他の資産		
投資有価証券	13,438	10,332
その他	3,734	3,545
貸倒引当金	58	8
投資その他の資産合計	17,115	13,869
固定資産合計	39,781	35,046
資産合計	81,237	86,600

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年 9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年 6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,947	5,149
電子記録債務	501	699
短期借入金	3,161	8,218
未払法人税等	1,029	234
賞与引当金	669	377
その他の引当金	50	40
営業外電子記録債務	55	83
その他	6,256	6,439
流動負債合計	16,672	21,243
固定負債		
長期借入金	9,020	12,482
退職給付に係る負債	1,900	1,829
その他の引当金	97	87
その他	2,511	2,537
固定負債合計	13,530	16,937
負債合計	30,202	38,180
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,939	10,939
資本剰余金	13,235	13,235
利益剰余金	26,319	28,044
自己株式	1,725	1,726
株主資本合計	48,768	50,493
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,766	1,279
為替換算調整勘定	314	4,002
退職給付に係る調整累計額	159	167
その他の包括利益累計額合計	1,292	2,891
非支配株主持分	972	818
純資産合計	51,034	48,420
負債純資産合計	81,237	86,600

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	46,028	39,217
売上原価	24,189	23,132
売上総利益	21,839	16,085
販売費及び一般管理費	11,628	11,054
営業利益	10,211	5,030
営業外収益		
受取利息	10	30
受取配当金	87	84
不動産賃貸料	58	61
為替差益	—	313
その他	73	64
営業外収益合計	229	555
営業外費用		
支払利息	75	120
為替差損	149	—
たな卸資産廃棄損	61	70
持分法による投資損失	374	646
その他	118	67
営業外費用合計	778	905
経常利益	9,662	4,681
特別利益		
固定資産処分益	—	9
特別利益合計	—	9
特別損失		
固定資産処分損	7	54
製品回収関連費用	—	311
特別損失合計	7	365
税金等調整前四半期純利益	9,654	4,325
法人税等	3,194	1,586
四半期純利益	6,460	2,738
非支配株主に帰属する四半期純利益	38	11
親会社株主に帰属する四半期純利益	6,421	2,727

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益	6,460	2,738
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	786	487
為替換算調整勘定	40	1,627
退職給付に係る調整額	11	8
持分法適用会社に対する持分相当額	295	2,206
その他の包括利益合計	542	4,329
四半期包括利益	7,002	1,591
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,958	1,456
非支配株主に係る四半期包括利益	44	134

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)	
(企業結合に関する会計基準等の適用)	
「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っています。 企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しています。 なお、当第3四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。	
(減価償却方法の変更)	
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第3四半期連結会計期間に適用し、国内連結子会社において、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、当第3四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表への影響額はありません。	

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)	
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しています。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

下記の会社が金融機関を引受人とする無担保社債を発行することに対し債務保証をしています。

前連結会計年度 (平成27年9月30日)		当第3四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)	
Sipcam Nichino Brasil S.A.	1,811百万円	Sipcam Nichino Brasil S.A.	1,923百万円
(注)上記債務保証のうち、当社負担額は前連結会計年度は923百万円、当第3四半期連結会計期間は981百万円です。			

(四半期連結損益計算書関係)

製品回収関連費用

当社グループが供給している原薬の製造に関して、独立行政法人医薬品医療機器総合機構によるGMP(製造管理および品質管理の基準)適合性検査が行われ、GMP管理上の不備が指摘されました。これに伴い、供給先による製品の自主回収がなされておりましたが、今般、供給先による製品の自主回収等に伴う当社グループの負担額が一部決定し、特別損失として「製品回収関連費用」311百万円を計上しています。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	985百万円	1,053百万円
のれんの償却額	374 "	320 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年12月19日 定時株主総会	普通株式	568	8.50	平成26年9月30日	平成26年12月22日	利益剰余金
平成27年5月14日 取締役会	普通株式	501	7.50	平成27年3月31日	平成27年6月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年12月22日 定時株主総会	普通株式	501	7.50	平成27年9月30日	平成27年12月24日	利益剰余金
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	501	7.50	平成28年3月31日	平成28年6月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	農薬	農薬以外の 化学品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	41,793	2,878	44,672	1,356	46,028	—	46,028
セグメント間の内部売上高 又は振替高	5	—	5	740	746	746	—
計	41,799	2,878	44,677	2,097	46,774	746	46,028
セグメント利益	9,497	923	10,421	259	10,680	469	10,211

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、造園緑化工事、スポーツ施設経営、不動産の賃貸、物流サービス、農薬残留分析ほかを含んでいます。

2 セグメント利益の調整額 469百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 472百万円、未実現利益の調整等 2百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「農薬」セグメントにおいて、平成27年3月にHyderabad Chemical Pvt.Ltd.の株式を取得したことにより、のれんが発生しております。当第3四半期連結累計期間における、同社株式取得に伴うのれんの増加額は5,027百万円であります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	農薬	農薬以外の 化学品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	34,633	3,229	37,863	1,354	39,217	—	39,217
セグメント間の内部売上高 又は振替高	6	2	8	728	737	737	—
計	34,639	3,232	37,872	2,082	39,954	737	39,217
セグメント利益	4,022	1,290	5,312	304	5,617	586	5,030

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、造園緑化工事、スポーツ施設経営、不動産の賃貸、物流サービス、農薬残留分析ほかを含んでいます。

2 セグメント利益の調整額 586百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 548百万円、未実現利益の調整等 38百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 6 月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	96円08銭	40円81銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	6,421	2,727
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	6,421	2,727
普通株式の期中平均株式数(株)	66,839,473	66,838,281

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(追加情報)

当社グループが供給している原薬の製造に関して、独立行政法人医薬品医療機器総合機構によるGMP（製造管理および品質管理の基準）適合性調査が行われ、GMP管理上の不備が指摘されました。これに伴い、供給先による製品の自主回収がなされておりましたが、自主回収等に関わる費用の分担については、継続して供給先と協議中であり、一部決定した負担額を除き、現時点では当社グループへの影響額を合理的に見積もることは困難であります。

また、指摘を受けたGMP管理上の不備につきましては、早期の改善に向け、現在鋭意取組中であります。

なお、第 4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（四半期連結損益計算書関係）に記載のとおり、今般、供給先による製品の自主回収等に伴う当社グループの負担額が一部決定し、当第 3 四半期連結累計期間において、特別損失として「製品関連回収費用」311百万円を計上しております。

2 【その他】

平成28年5月13日開催の取締役会において、第117期の中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)を次のとおり行うことを決議しました。

中間配当額の総額	501百万円
1株当たり配当額	7円50銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成28年6月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月 4 日

日本農薬株式会社
取締役会 御中

協和監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高 山 昌 茂 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 昌 志 印

業務執行社員 公認会計士 坂 本 雄 毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本農薬株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年10月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本農薬株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。